

【事案Ⅵ-1】自然災害共済金請求

・2024年7月24日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

申立人は2023年3月発生の大雪のため、自宅建物の庇の上部が押され破損し、水が浸透して下部および正面パネルが損傷したとして自然災害共済金を請求したが、被申立人は「共済金を支払う事由」には該当しないと共済金の支払を認めなかったことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

「被申立人は2023年3月発生 of 降雪による庇の損壊について、自然災害共済金として、2,475,000円を申立人に支払え」との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 防水工事保証会社が、修繕工事を施工しており、保証期間内の防水工事上の瑕疵に起因する漏水事故ではないと申告している。
- (2) 異常気象による集中的な積雪の重みによる加圧であるので、アーチ屋根における笠木やシート防水に穴開きや変形など明確な破損が確認できないのは当然である。
- (3) アーチ屋根全体における積雪の加圧によって、軒天井にズレが生じ、損傷したものである。
- (4) 被申立人は庇内部を確認せずに、鑑定会社による1回の短時間の表面視察の報告書による凍結であるとの判断をしているが、改修工事会社は庇内部を1ヵ月以上分解し修繕の結果を報告している。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

裁定審議を行わない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であることから、裁定手続規則(裁定審議を行わない場合)第16条第三号に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

<裁定の概要>

適格性審査において、訴訟への係属を確認したうえで、裁定手続規則第16条第三号に該当するため裁定審議開始に係る適格性なしと判断し、手続を終了することとした。